

北中城村

部活動等の在り方に関する方針（改定版）

暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けた取組

3つの柱

- 適切な部活動の在り方の推進
(適切な活動時間・休養日の設定)
- 休日の地域部活動移行に向けた体制整備
(生徒の活動機会の創出、教職員の負担軽減)
- 暴力・暴言・ハラスメントの根絶
(再発防止、人権意識の高揚)

令和4年 3月

北中城村教育委員会

I 望ましい部活動の在り方

1 部活動の位置付けと意義

(1) 部活動の位置づけ

= 学習指導要領における「学校運営上の留意事項」 =

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

(2) 部活動の意義

- ①技や力の優劣を競う競技としての一面も濃くあり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、心身ともに成長できる。
- ②スポーツや文化、科学等そのものの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフ・文化活動を継続することにつながる。
- ③仲間や指導者との出会いを通して、その後の進路、生き方に良い影響を与える。
- ④子どもたちがスポーツや文化、科学等に親しむことを通じ、互いに協力し合って友情を深めるという良好な人間関係の形成、自己肯定感や学習意欲の向上、責任感や連帯感、自主性や自律性の涵養等に資する。
- ⑤部活動は、学校内における授業とは異なり、それぞれの子どもがそれぞれの嗜好に合わせて自らの意思で自主的に参加する特定の活動であり、子どもの個性を伸ばす場となる。
- ⑥部活動は、子どもたちに楽しさや喜び、やりがいのみならず、失敗や挫折等を通して、それらを乗り越えることの重要性を感受する情緒的体験を含むものであり、子どもたちの精神的な成長に資するものである。

2 望ましい部活動の在り方

- (1) 部活動には、子どもの健全な成長発達のための重要な意義があり、部活動の指導では、子どもの人格や人権を尊重し、子どもの意思や成長を最優先に考える。
- (2) 部活動においては、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって、心身の健康を保持増進することや芸術文化等の活動に親しみ、豊かな生活を営むための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるよう、指導することが大切である。
- (3) 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一貫として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組むことが大切である。
- (4) 部活動の指導においては、勝利を目指すことや技能の水準や記録に挑戦することは自然なことであり、それを学校が支援すること自体が問題とされるものではないが、勝利至上主義に陥らない指導が重要である。

II 適切な指導・運営及び管理のための体制の構築

1 部活動の方針の策定等

- (1) 校長は、教育委員会が策定した「北中城村部活動等の在り方に関する方針（改訂版）」等に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を再検討し、策定する。

(2) 活動計画書・活動実績書について

指導者は、年間や毎月の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）、活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

(3) 校長は、学校の活動方針及び各部の活動計画や活動実績を公表する。

2 指導・運営及び管理に係る体制の構築

(1) 部活動の設置

①校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等を考慮し、適切な部活動の運営ができるよう、適正な数の部活動を設置する。

②校長は、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいようなレベルや多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置を検討する。

（例えば、季節ごとに異なるスポーツや活動を行う部や、大会・競技志向ではなくレクリエーション志向で行う部等）

③校長は、生徒、保護者が新規部活動設置を要望した場合、適切な部数や教職員の負担等も考慮するなど十分な審議を経て、その設置の可否を判断する。

④教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の部活動を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 校務分掌と指導助言

①校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。

②校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行っているか、教師の負担が過度となっていないか等について確認し、適宜、指導者に対して、指導助言を行う。

③教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

(3) 複数顧問制

複数顧問制は、複数の目で部活動を見守ることで、不適切な対応の抑制や部活動中の事故防止等、生徒の安全に資する面がある。また、引率等の場面において、教職員の負担軽減に資する面もある。一人の教職員が複数の部活動を担当するがないように、校長は、教職員の負担軽減に十分に留意しながら、学校の実態に応じた、部活動の複数顧問制に取り組む。

(4) 部活動指導員の任用・配置

①教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、学校が希望する部活動指導員配置の拡充に努めるとともに、スポーツ庁・文化庁等が示す「段階的な地域部活動の移行」等を踏まえ、教職員の負担軽減に取り組む。

②部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、子どもの人権尊重、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導について事前に理解と共通確認を行う。

③生徒の安全の確保や事故発生後の適切な対応、人格を傷つける言動やハラスメントの禁止、信頼を損ねるような行為の禁止等に関し、任用前後にばおいて定期的に研修を行う。

(5) 研修の実施

①教育委員会は、指導者を対象とし、子どもの人権尊重、部活動の指導に係る知識及び実技

の質の向上を図るための研修を実施する。

②教育委員会は、学校の管理職、教職員を対象とした、子どもの人権尊重や部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修を実施する。

③指導者は、教育委員会等、学校、各競技団体等の開催するいずれかの研修を受講しなければならない。

(6) 「部活動顧問会又は地域部活動連絡会（仮称）」の設置

校長は、校務分掌に部活動担当者（主任等）を位置付け、父母教師会関係者や地域関係者等（部活動指導員、外部コーチ等）からなる、部活動に係る校内委員会「部活動顧問会又は地域部活動連絡会（仮称）」を設置し、年度初めや各学期中に学校の部活動方針の確認や暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向け部活動指導の点検（チェックシートの活用等）に取り組む。

III 適切な指導の実施

1 指導における留意点

- (1) 校長及び指導者は、県や村の方針等に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び暴力・暴言・ハラスメントの根絶についての取組を徹底する。
- (2) 教育委員会は、学校における下記の取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導助言を行う。
- (3) 指導者は、生徒自らが意欲を持って取り組む姿勢となるよう、心理面を考慮した肯定的な指導、生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導等、生徒との信頼関係を前提とした指導を行う。
- (4) 練習及び練習試合の実施については、生徒の安全確保を最優先し、天候の変動（熱中症、落雷等）により生徒の安全を確保できない場合は、活動の中止や計画の見直し等、適切に対応する。
- (5) 学校教育の一環として行われる部活動では、暴力・暴言等による指導については絶対に行わない。
- (6) 指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切に取ることが必要であることを理解し、生徒の心身に負担を与えるような過度の練習は避ける。
また、部活動以外の様々な活動に参加する機会により、生徒のスポーツ・芸術文化等の能力向上やスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう配慮する。
- (7) 指導者は、生徒と双方向的なコミュニケーションを十分に図り、競技の特性等を踏まえた合理的かつ効率的・効果的なトレーニングを積極的に導入し、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (8) 指導者は、専門的知見を有する保健体育科の教諭や養護教諭等と連携・協力し、成長期における発達の個人差や性差への科学的視点を踏まえた正しい知識に基づく指導を行う。

2 部活動用指導手引の普及・活用

指導者は、関係団体が、部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引書等を活用して、指導を行う。

IV 適切な休養日等の設定

1 休養日及び活動時間の基準

- (1) 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。
- (2) 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の休養日やノーブル活動等の学校全体の休養日を設ける。また、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定める。

(3) 中学校の部活動

①学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）は少なくとも1日以上を休養日とする。なお、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

1日の活動時間は、平日では長くとも2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

②長期休業中も、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができ、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(4) 小学生のスポーツ少年団等や芸術文化等の活動

①学校の教育活動に位置付けられていない地域のクラブチームやスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等の関係団体及び芸術文化関係団体等においても、下記を参考に適切な活動に取り組むことをお願いする。

②学期中は、週当たり3日以上（平日に2日と週末のいずれか1日以上）の休養日を設ける。なお、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

1日の活動時間は、平日では長くとも2時間以内、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間以内とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。なお、学校休業日における大会への参加等により活動時間が長くなる場合は、児童の体調や健康状態に十分留意する。

2 休養日及び活動時間の遵守

(1) 市町村教育委員会は、上記の休養日及び活動時間等について、学校等に対し、適宜、支援及び指導・助言を行う。

(2) 校長は、教育委員会の方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定する。

また、校長は、各部活動の休養日及び活動時間等を把握し、指導者に対して、適宜、指導助言を行い、休養日及び活動時間の遵守を徹底する。

(3) 小学生が加入して行われるスポーツ少年団等や芸術文化等の活動においては、中学校の前段階となる小学校児童の発達の段階を考慮し、上記にある休養日の設定、活動時間の基準を踏まえた活動となるよう留意する。

V 学校単位で参加する大会等の見直し

1 参加する大会数の上限の目安

沖縄県中学校体育連盟、沖縄県中学校文化連盟等の主催又は共催する大会等とする。

2 各競技・文化団体の大会や地域行事

生徒の教育上の意義や、生徒や引率する指導者の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において精査する。

3 小学生が所属するスポーツ少年団等の大会や地域行事

各団体等は、保護者等と連携し、指導者や児童、保護者の負担が過度とならないようにする。

VI 地域との連携等

1 生徒のスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会の充実

- (1) 学校や地域の実態に応じて、体育館や公民館等の社会教育施設、文化施設の有効活用を図る。
- (2) 地域のスポーツ・社会教育・芸術文化関係団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業

者の活用等により、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ち、学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ環境並びに芸術文化等の活動のための環境整備を推進する。

2 関係団体等との連携

- (1) 学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ・芸術文化等の活動を推進する。
- (2) 部活動指導員の任用・配置や指導者に対する研修等、指導者の資質向上に関する取組に協力する。

3 学校施設開放事業の推進

- (1) 学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入を勧める。
- (2) 学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、児童生徒がスポーツ・芸術文化等に親しめる場所が確保できるようにする。

4 地域保護者へ取組の推進への理解と協力を促す

教育委員会と校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・芸術文化等に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

VII 休日の部活動の段階的な地域移行へ向けて

1 部活動の地域移行

国においては「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」、生徒にとって望ましい指導の充実と教職員の負担軽減を図るため、休日の部活動については、令和5年度以降、段階的に学校教育から切り離し、地域のスポーツ・文化活動（地域部活動）へ移行していく方針が示されている。
(令和2年9月1日)

2 教育委員会の役割

教育委員会は、上記等を踏まえ、地域の総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団、競技団体、地域スポーツクラブ、芸術文化関係団体等と連携し、持続可能な運営体制を整備していく。

I 人権について

1 人権とは

人権とは、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利をいい、それは人間固有の尊厳に由来する。

人権は、人間がただ人間であることにより誰でも当然に有する、侵してはならない権利である。

日本国憲法は、「個人の尊重」「個人の尊厳」を基本的人権の保障の根底に捉えており、一人ひとりの人間が、自由・自律という尊厳性を表象する人格主体、権利主体として最大限尊重されなければならない。

2 子どもの権利とは

全ての子どもは、健やかに成長し発達する権利を持っており、子どもが持っている無限の可能性を十分に發揮できるよう、子どもの権利を保障することは、大人及び社会の責務である。

子どもは、自由かつ独立の人格を持った権利の主体であり、子どもを未成熟な保護の客体として扱うのではなく、子どもを一人の独立した人格として尊重しなければならない。子どもは、大人と共に社会を構成する対等かつ全面的なパートナーであり、大人は子どもの支配者ではない。

=子どもの権利条約に基づく子どもの権利の4つの柱=

- 「生きる権利」：住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること
- 「育つ権利」：勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること
- 「守られる権利」：紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などをから守られること
- 「参加する権利」：自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

II 体罰（暴力・暴言）・ハラスメントについて

1 体罰とは

体罰とは、学校教育法との関係で、教師（指導者）が児童生徒に肉体的苦痛を与える制裁行為を行うことによって、教育上の目標を達成しようとする行為といわれている。

体罰に教育的効果はなく、加えてはいけないため「暴力・暴言」として認識すべきである。

(1) 体罰（暴力・暴言）はどんなときに行われているか

団体行動を求められ、時間で動かされているなど、個人よりも集団が優先されていたりする場合に多く発生する。

- ① 児童生徒の言動に反射的に起きた私的的感情を抑えきれなかったとき。
- ② 何度も同じ事を繰り返し確認したのに、指導者の指示通りに動かず、カーッとしたとき。
- ③ 指導者が指示したことに対して児童生徒が口答えするなど反抗的な態度をとったとき。
- ④ 指導者と児童生徒の人間関係がうまくいっていないとき。
- ⑤ 指導者の体調不良や機嫌が悪いとき。

(2) 体罰（暴力・暴言）では教育はできない

① 体罰（暴力・暴言）は違法な行為であり、人権侵害である。また、学校教育法第11条によって明確に禁止されており、児童生徒の人権を踏みにじるものであり、どのような理由からも正当化できない行為である。

② 体罰（暴力・暴言）は、力による強制であり、児童生徒に屈辱感を与え、心を深く傷つけるとともに、指導者や学校への信頼を失わせる。多くは指導者が一時的感覚にかられて行う場合が多く、児童生徒は屈辱感を持ち、指導者や学校への不信感を抱くことになる。

③ 体罰（暴力・暴言）には、教育的効果がないばかりでなく、逆に児童生徒と指導者の信頼関係をこわし、それまでの指導者の努力がすべて水泡に帰すことになる。

④ 体罰（暴力・暴言）は児童生徒の意欲を奪い、暴力容認の考え方を植え付ける。

体罰（暴力・暴言）は成長しようとする児童生徒の意欲を失わせ、本来、人権尊重の精神を教えなければならない立場にある指導者が、児童生徒に暴力肯定の考え方を持たせてしまうことにつながる。また、いじめ、不登校、校内暴力の遠因となっているとの指摘もある。

(3) 指導の成果を性急に求めない

授業や生徒指導、部活動を行っているとき、指導者は児童生徒との間で強い緊張関係の状態におかれることがある。しかし、発達段階にある児童生徒を指導する立場にある指導者は、児童生徒の成長をじっくり見守っていくことが求められる。指導の成果を性急に求めない実践と研修を日頃から積むことが必要である。

(4) 体罰（暴力・暴言）により失われるもの

体罰（暴力・暴言）は、児童生徒の人権を侵害する非教育的行為であるとともに、体罰（暴力・暴言）によって多くのものが失われる。

①指導者、学校に対する児童生徒や保護者の信頼 ②児童生徒の人間的誇り

③児童生徒の自ら考える力 ④児童生徒が自ら成長しようとする意欲

⑤児童生徒の意欲 ⑥児童生徒の豊かな心の育成 ⑦学校の明るさやなごやかさ

(5) 体罰（暴力・暴言）を受けると児童生徒は次のような行動をとる傾向が強くなる

①主体的に思考し行動することができなくなる

②指導者が怖くて、嫌いになり、学校へ行きたくなくなる（不登校）

③指導者の指導に素直に従わなくなる

④暴力・暴言を認め、力によって物事を解決するようになる

⑤指導者に対する不満をいじめに転嫁するようになる

⑥指導者に本当のことを言わなくなり、裏表のある行動をとるようになる

2 ハラスメントとは

(1) 「パワーハラスメント」

一般的に、パワーハラスメントは、権力や地位を利用した嫌がらせという意味で用いられる言葉である。職権を背景に、本来の範疇を越えて、継続的に人格と尊厳を傷つけることをいう。

部活動においては、自分のキャリアを背景に指導者から部員、指導者から同じ部活動の他の指導者などのケースに対しても起こりうる。パワーハラスメントは許されない行為であり、パワーハラスメントを受けた者の心の痛みを自らの問題として受け止める感性と個人の尊厳を守り、人格を尊重していく姿勢を持つことが大切である。

① 部活動におけるパワーハラスメントの例

○頻繁に怒鳴りつけられたり、叱責されたりする。

部活動中の指導において、頻繁に怒鳴りつけたり、過剰にストレスを与えるような言動。

○「辞めれば?」「死ね!」などと頻繁に言われる。大声で怒鳴らなくても精神的に追い込むような言動。

○部活動中の行動を細かくチェックされるなど必要以上に干渉されたり、無視されたり、他の部員と比べて明らかに違う場合。

○物を投げつけられたり、殴られたりする。この場合は、パワーハラスメント以前に傷害罪などになる。

② 部活動におけるパワーハラスメント防止のためのチェックポイント

○指導者一人一人が、身近な言動を見直し、お互いの言動について指摘し合えるような雰囲気や人間関係を醸成する。（しない、させない、見逃さないという部活動環境づくり）

- 不快にさせる言動に対し、指導者としてふさわしい判断基準を身につけさせる。
- 指導者として、児童生徒、保護者等の反応を敏感に察知するとともに、お互いが気軽に意思表示できる環境をつくる。

(2) 「セクシャル・ハラスメント」

一般的に、学校教職員（指導者）によるセクシャル・ハラスメントとは、児童生徒や職場の同僚の意に反した性的な性質の言動を行い、それによって、児童生徒に学校生活を送る上で一定の不利益を与えたる、あるいは、職場の同僚に職務を遂行する上で一定の不利益を与えたる、又はそれを繰り返すことによって、就学環境・職場環境を著しく悪化させることである。

セクシャル・ハラスメントは許されない行為であり、セクシャル・ハラスメントを受けた者の心の痛みを自らの問題として受け止める感性と個人の尊厳を守り、人格を尊重していく姿勢をもつことが大切である。

① 認識の重要性

- 指導者は、セクシャル・ハラスメントに関する次の事項について十分認識しなければならない。
- お互いが人格を尊重し合うこと。
 - 相手（児童生徒等）を性的な関心の対象として見る意識をなくすこと。
 - 性別による優劣の意識をなくすこと。

② 基本的な心構え

- 親しさを表すつもりの言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。
- 児童生徒やその保護者、他の教職員等との関係にも注意しなければならない。
- セクシャル・ハラスメントは、基本的人権に関わる大きな問題であり、被害者にとっては身体のみならず、心の中にも大きな傷として長く残ることになる。

III 部活動等における暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けて

1 体制の構築

(1) 学校における相談体制の周知

学校は、部員やその保護者等からの部活動における暴力・暴言・ハラスメントの校内相談体制（窓口等）について、指導者、部員、保護者等へ周知すること。

(2) 「部活動顧問会又は地域部活動連絡会（仮称）」の設置

(3) 保護者会の設置の検討

① 設置の意義

- 保護者会は、生徒の自治及び主体性の育成とチーム目標の達成に向けた部活動運営のサポート的存在となることが期待される。
- 保護者会が民主的かつ健康的に運営されることで、部活動に暴力・暴言・ハラスメントが持ち込まれる抑止力になることが期待できる。
- 生徒を第一に考え、指導者と保護者が手を携え、生徒一人ひとりの豊かな成長のために何ができるかを学び合うことが望まれる。
- 保護者会の設置に当たっては、保護者の意向を十分に踏まえることや、学校が設置や運営に適切に関与し、協力体制の構築に当たり助言等をする必要がある。

② 指導者が、保護者の理解と協力を得るための取組例

- 部活動通信を月1回又は大会前後に発信する
- 部活動参観日の設定と保護者会の開催
- 保護者会での保護者会費（必要経費）の事前説明と収支報告

③ 父母教師会による取組例

- 研修会（人権、部活動の在り方等）の開催

- 「部活動見守り隊（仮称）」を設置し、定期的に部活動を参観し、活動を見守る。必要に応じて、管理職と連携し部活動の在り方等の改善への協力

2 学校における具体的な取組

（1）教育委員会への報告書の提出

- ① 学校は、部活動における暴力・暴言・ハラスメントと疑われる事案については、実態把握に努め、教育委員会に速やかに一報を入れ報告書を提出し、連携して問題解決に努める。
- ② 教育委員会は、上記報告を受けた場合、ただちに学校や保護者等と連携し、問題の解決に取り組む。
- ③ 他の指導者等の暴力・暴言・ハラスメントに当たる行為を確認した指導者等は、生徒の安全を確保し、速やかに校長に報告・相談する。

（2）チェックシートの活用

- ① 校長は、年度初めや各学期中に、服務研修等を実施し、「チェックシート」を活用して、教職員をはじめ、指導者に対し、コンプライアンス遵守の徹底及び暴力・暴言・ハラスメントの根絶に関する意識を高めたり、暴力・暴言等を生まない部活動環境になっているか部活動指導の振り返りと点検・改善に取り組む。
- ② 指導者においても、定期的に自分自身の暴力・暴言・ハラスメントに関する認識を再確認したり、児童生徒への指導の在り方を見直す。

（3）人事異動時には指導者情報の適切な引き継ぎを行う

管理職は、異動時において、部活動等における指導者の暴力・暴言・ハラスメントに関する情報を、適切に引き継ぐ。

3 研修の充実

指導者は、少なくとも「年1回」は、各種研修会を受講し、教育委員会は調査等を行い実態を把握する。

（1）学校が実施すること

① 校内研修の充実

- 年度初めの職員会議（服務研修等）、長期休業中の職員会議等において、国のガイドラインや教育委員会や学校方針を確認する。また、チェックシートを活用するなど部活動指導の改善に取り組む。
- 指導者を対象に、人権教育を含め部活動関連の研修を実施する。
- 部員やその保護者にも部活動の意義や価値等に関する研修を実施する。
- 原則として専門外（体育科以外で競技経験無し）の教職員は校内研修の受講で可とする。

② 校外研修への参加の促進

- 学校は、専門の指導者に対し教育委員会や各団体等の研修への積極的な参加を促す。
- 専門の指導者は、校内研修以外に、年1回は教育委員会や競技団体等の開催するいずれかの研修を受講しなければならない。

（2）教育委員会の研修

① 指導者研修の実施

教育委員会は、指導者研修会、情報交換会等を実施し、指導者の資質向上に取り組む。

- ② 校長会や教頭会、経年研修、生徒指導・教育相談担当者研修など、様々な機会をとおして教職員の人権意識向上を図る研修を実施する。

4 教育委員会の役割

（1）各学校の部活動方針のフォローアップ

教育委員会は学校の部活動方針を点検し、必要に応じて指導助言し、フォローアップする。

(2) 生徒・保護者等からの相談への対応

① 教育委員会は、生徒・保護者等からの部活動に関する相談等に対し、速やかに学校・関係者から状況を確認し、指導助言しながら、話し合いによる解決を促す。

問題の解決に当たっては、必要に応じて、関係機関、SC、スクールロイヤーの助言を受ける。

② 実際に暴力・暴言・ハラスメントと特定されることが予想される事案について、中頭教育事務所や義務教育課等の関係各課と連携し迅速に対応する。

5 学校以外の相談窓口の周知

暴力・暴言・ハラスメントを受け続けると、精神的に追いつめられ、心身症や適応障害、うつ病などを発症し、時に最悪の事態につながることもある。学校は、学校以外の相談窓口について、指導者、部員、保護者等へ周知する。

★子どもの人権 110番 (0120 - 007 - 110) ★子供の悩み 110番 (098 - 866 - 6725)

★子ども若者みらい相談プラザ (098 - 943 - 5335) ★親子電話相談 (098 - 869 - 8753)

★24時間子どもSOSダイヤル (0120 - 0 - 78310)

6 指導者と部員等との連絡体制の在り方と留意点

「教職員の綱紀肅正と服務規律の確保について（通知）」（令和元年12月4日付け教人第1489号）

2(2)教職員が児童生徒等と連絡を取り合う際には、当面、次の事項に留意すること。

ア 児童生徒等との連絡は、原則として学校の電話を利用し、職員私用の携帯電話やメールを使用しないこと。やむを得ずメール等を使用する場合は、CC等を利用するなどして、管理者が連絡内容等を把握できるようにすること。

イ 携帯電話のメール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等を、児童生徒等との私的な連絡の手段として使用しないこと。

と示されている。

下記の点に十分に留意し、指導者、部員等との連絡の際のSNS等の活用については、慎重に検討する。

- ① 原則として、指導者から部員への連絡事項は、学校教育活動時間内（部活動時間内）に、直接、口頭又はプリント等を用いて行い、必要に応じて保護者等へも周知する。
- ② 指導者と部員との連絡（SNS等の活用）が、顧問から主将といった「1対1」とならないよう、複数名のグループでの連絡体制を構築することや、保護者会役員を含める等の工夫を図る。
- ③ 緊急連絡体制として、指導者は管理職の連絡先及び部員・保護者承諾の下、連絡先一覧を整えておく。

IV 終わりに

今後の学校部活動において、指導者と部員との信頼関係がますます構築され、適切な学校部活動となるよう、教育委員会、関係機関・団体、学校・指導者、部員・保護者や地域が一体となって、痛ましい事案の再発防止と暴力・暴言・ハラスメントの根絶に取り組むとともに、今後とも、子どもたちの「夢実現」に取り組んでまいりましょう。

★「子どもは大人のものではないこと」

★「部活動は指導者のものではなく、子どもたちが自主的、自発的に行うもの」